

介護保険料の支払いが困難な方

減免には申請が必要です

第1号被保険者の介護保険料額については、保険料の負担が生活の維持に支障があると認められる場合や災害、不慮の事故などに遭われた場合など、一定の要件を満たせば減免される場合があります。これらの減免には「申請」が必要です。減免要件や制度の詳細は、問い合わせてください。なお、減免の可否は、資産調査などに基づき、市の基準で決定しますので、申請をしても減免できない場合があります。

《問合せ》 高年介護課 ☎ 24-2401

生活に困窮している方

保険料段階が第1段階（生活保護受給者を除く）から第3段階の方で、次の全ての要件に該当する方は減免します。

▽市民税が課税されている方から、住まい、食事の提供、公共料金の負担を含め金銭的な援助を受けておらず、市民税課税上、または公的医療保険の被扶養者になっていない

▽資産などを活用してもなお生活に困窮している（資産には預貯金、土地家屋、返戻金のある保険等、有価証券、貴金属などを含む）
▽前年の収入が、市が定める

要件を満たしている

※収入の要件については、問い合わせてください。

災害の被害を受けた方

災害により、住宅、家財その他の財産について、受けた損害の割合に応じて保険料の減免を受けられる場合があります。

著しく収入が減少した方

世帯の主たる生計維持者の死亡、心身への重大な障害、長期間入院、廃業、失業、農作物の不作などにより収入が著しく減少した場合は保険料の減免を受けられる場合があります。

障害者支援施設など

介護保険適用除外施設に入所した方へ

65歳以上の方は第1号被保険者として、40歳以上、65歳未満の医療保険加入者は第2号被保険者として介護保険の被保険者となります。

しかし、障害者支援施設などの介護保険適用除外施設に入所・入院している方で、一定の条件に該当する方は、介護保険の被保険者にならないことになっていきますので、高年介護課に届け出てください。



あなたも認知症サポーターになりませんか

市民向け『認知症サポーター養成講座』

認知症になることは特別なことではありません。誰もが人生の中で認知症になる可能性があります。認知症になっても本人の意思が尊重され、認知症の人と家族が地域で安心して暮らし続けることができるように、市では「認知症サポーター養成講座」を実施しています。

「認知症についてよく知りたい」「認知症の人やその家族を手助けしたい」という方なら誰でも受講できます。認知症サポーター養成講座を受講して認知症の理解を深めましょう。

認知症サポーターとは

認知症について理解し、認知症の人や家族を温かく見守る人です。認知症サポーター養成講座を受講すれば、誰でもサポーターになることができます。受講後に認知症サポーターの証となる「サポーターカード」を渡しています。

- ▶対象者 市民なら誰でも
- ▶日時 9月5日(木)午後1時30分～3時
- ▶場所 市役所立野庁舎 多目的ホール
- ▶参加費 無料
- ▶定員 40人(先着順)
- ▶申込方法 8月29日(木)までに氏名、住所、電話番号を電話またはファクスで申し込んでください。



▲認知症サポーターキャラバンのマスコット「ロバ隊長」

《問合せ》 高年介護課

☎29-0055 ファクス29-3144

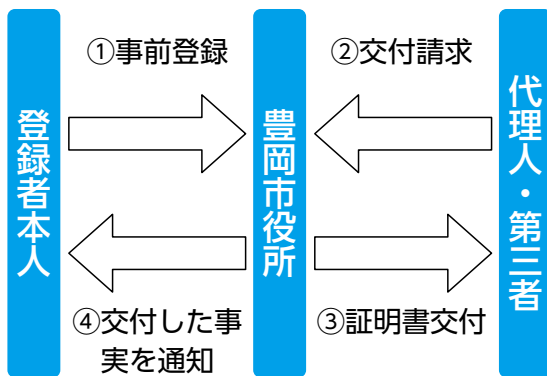
住民票の写しなどが第三者に交付されたことをお知らせ

本人通知制度の登録を受け付けています

本人通知制度とは、住民票の写しや戸籍謄本などの証明書を代理人や第三者に交付した場合に、証明書を交付した事実を登録者本人にお知らせする制度です。

この制度により、証明書の不正請求を抑止し、不正取得による権利の侵害を防止することを目的としています。

通知を希望する場合には、事前の登録が必要です。



◆通知の対象となる証明書

- 住民票の写し(除票を含む)
- 住民票記載事項証明書(除票を含む)
- 戸籍の謄抄本(除籍を含む)
- 戸籍記載事項証明書(除籍を含む)
- 戸籍の附票(除かれた附票を含む)

◆登録対象者

- 本市の住民基本台帳に記録されている方(消除者を含む)
- 本市の戸籍に記録されている方(除籍者を含む)

◆登録に必要な書類

- 本人通知制度事前登録申出書(申出書用紙は、窓口サービス課または各振興局市民福祉課窓口にあるほか、市ホームページからダウンロードできます)
- 本人確認書類(官公署が発行した免許証、マイナンバーカード、パスポートなど)

本人通知制度の登録期間を「無期限」に変更しました

これまで「登録日から2年を経過した後に最初に到来する8月31日まで」としていた登録期間を7月1日から「無期限」に変更しました。すでに登録している方は、無期限の登録として取り扱いますので、手続きは不要です。

ただし、登録内容に変更のある方や登録を廃止したい方は、変更・廃止の手続きをしてください。



▲市ホームページ

《申込み・問合せ》

窓口サービス課

☎21-9015または各振興局市民福祉課

接種はお済みですか？子宮頸がん予防ワクチン接種

1997年4月2日～2009年4月1日(高校1年生相当)生まれの方が、無料で接種できるのは、来年3月31日までです。接種を希望する方は早めに接種を開始してください。

▶**接種回数** 基本3回(最低6カ月の接種期間が必要)

※シルガード(9価)1回目を15歳未満で接種した場合は2回

▶**費用** 無料(2025年4月1日以降、定期接種対象者以外は有料)

※自費で接種する場合、1回につき17,000円～3万円程度の費用負担

▶**接種方法** 市内協力医療機関で予約し、母子健康手帳・予診票を準備の上、接種。

※予診票がない方は、母子健康手帳を準備しオンラインまたは窓口で交付申請をしてください。

※本市に住民票がある方で、進学などで市外に滞在中の方も、本市への事前申請により滞在先の医療機関で接種可能です。



▲市ホームページ

《問合せ》こども未来課 ☎24-9604